

# 外出をもっと身近に！

例えばこんな時・・・

○車いすを使用しないと外出できない方が

- ・病院に行きたい
- ・福祉施設を利用したい
- ・市役所に用事がある
- ・買い物に行きたい
- ・冠婚葬祭等の行事へ出席する
- など



スロープだから乗り降りも楽々！！

## 移動に必要なお車(福祉車両)を貸出します

・・・車両貸出サービス・・・

恵那市社会福祉協議会では、車いすのまま乗車できる福祉車両の貸出しを行っております。この貸出しは、車いす利用者や外出困難で家に閉じこもりがちな高齢者の外出による社会参加及び在宅介護の支援などを目的としています。

どんな方が利用できますか？

○外出に車いすが必要な方が対象となります。

料金は、どれくらいかかるの？

○ガソリン代程度の料金となります。  
(10キロごとに1ℓのガソリン補給)

利用できる範囲はどこまで？

○原則として市内及び近隣市町村までの移動となります。

何回でも利用できますか？

○月に4回までとなります。

利用するためには、どうしたらいいですか？

- ①相談 まずは電話または社協に来ていただきご相談ください。(ご家族の方でも大丈夫です)
- ②登録 登録申請書、誓約書等の必要事項を記入していただきます。(様式は社協にあります)
- ③確認 書類の確認を行います。
- ④結果 判定結果を決定通知書にて通知します。
- ⑤申込 利用申請書に利用日等を記入して提出していただきます。(原則7日前までに)
- ⑥調整 車両の空き状況の確認など調整を行います。
- ⑦利用 車両を借りて目的地まで移動します。

実施している事業所を教えてください？

○恵那市社協事務局、岩村支所、明智支所、山岡支所、上矢作支所

問い合わせ先

恵那市社会福祉協議会 地域福祉課(事務局)  
TEL:0573-26-5220(直通) FAX:0573-26-5701